

松江市告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年7月22日

松江市長 松 浦 正 敬

介護機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
健康ふらす 松江事業所	デイサロン えんじゅ	松江市北堀町32番地 メゾン・ドゥ・イグレック1F	平成31年3月1日